

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

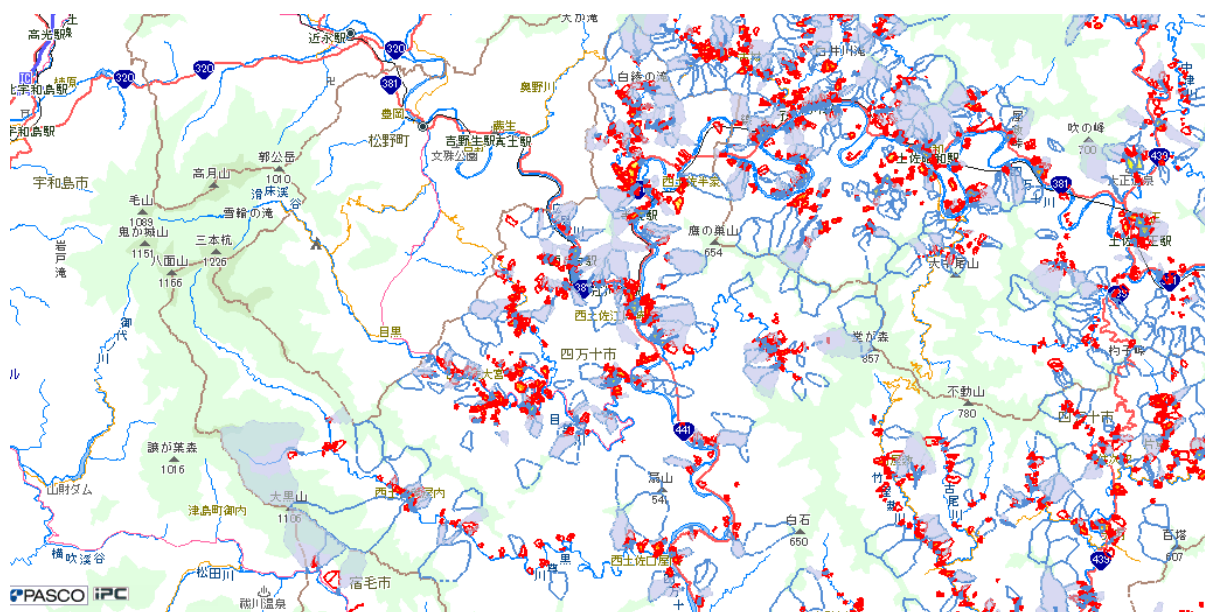
(1) 地域の災害リスク

(洪水)

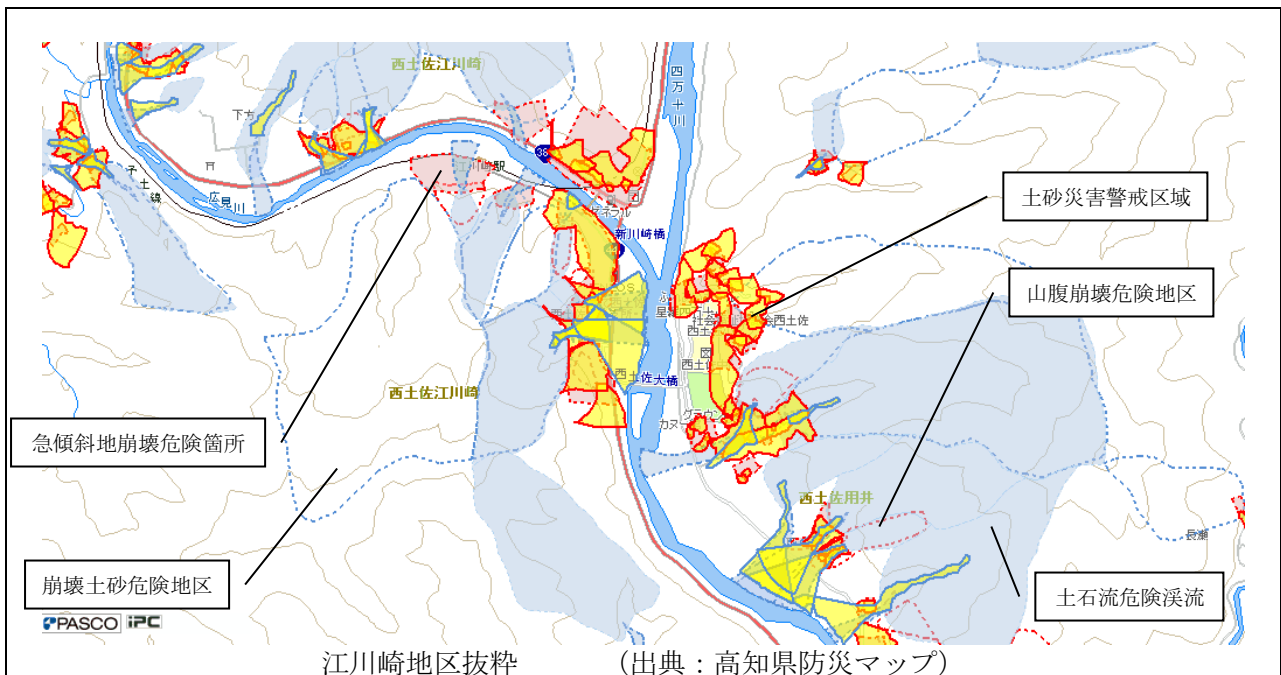
当地区は、四国西南部に位置し、台風の常襲地帯としても知られるように、過去幾度となく台風災害にみまわれ、甚大な被害をこうむってきた。また、近年台風の勢力が大きくなる傾向がうかがわれ、集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）の発生回数も増加し、記録的な降水量を経験する機会が増えることが想定される。当市のハザードマップによると、当地区における浸水被害は予想されていないものの、昭和46年の台風23号では、当会が立地する四万十川江川崎の最高水位が12.7mまで達し、県道40cmまで増水、55戸の家屋が浸水した。昭和57年台風13号、平成17年台風14号においても、江川崎の最高水位はそれぞれ12.8m、14.7mまで達している。また平成17年台風14号においては、当地区の商業集積地である江川崎の他、学校や医療機関が立地する用井地区、橘・津野川地区、岩間地区、口屋内地区においてそれぞれ道路から1m、1.4m、0.9m、2.3mの浸水実績がある。

(土砂災害)

当地区はその面積のほとんどを山地が占め、土砂災害発生の危険性が高く、集中豪雨による中小河川の氾濫に伴う土石流等による土砂災害が頻発している。特に昨今は温暖化によると考えられる気象状況の変化により豪雨災害が増加傾向にある。平地が少なく、四万十川の支流沿いに家屋が点在する形で集落が構成されている当地区では、支流周辺の立木を巻き込んだ土砂流等による被害が各所で発生する可能性がある。高知県防災マップによると当地区のほぼ全域において、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂危険地区に指定されている。



地区内のほぼ全域において土砂災害警戒区域等に指定されている（出典：高知県防災マップ）



(地震・津波・液状化・長期浸水)

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震である「南海トラフ地震」は、100年から150年の周期で繰り返し発生している。これらの地震は、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。政府の地震調査研究推進本部は次の南海トラフ地震が発生する確率を、平成28年1月1日を起点とし、10年以内に発生する確率「20%程度」、30年以内「70%程度」、50年以内「90%程度」と公表している。

南海トラフ地震の規模はおおむねマグニチュード9程度、当地区における最大震度は6強と予想される。巨大地震発生時には、揺れによる建物の全半壊、屋内外設備損壊、ライフライン断絶のほか、斜面崩壊による被害も発生することが想定される。平成24年に高知県が発表した高知県南海トラフ地震被害想定調査報告書によると、当会が管轄する西土佐地区全体で、建物の全壊12、半壊79の発生が想定されている。また地区全体での避難所への想定避難人数は117人を見込まれている。また津波による浸水および液状化については、当地区での発生リスクがないことが示されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。当地区において甚大な感染拡大はこれまで発生していないが、今般の新型コロナウイルス感染症では当地区においても感染者が発生した。幸い拡大することなく収束したものの、特效薬のない新型感染症の高いリスクを実感させられた。このように、人類のほとんどが免疫を持たず治療薬も開発途上の新型や変異種の感染症は、全国的かつ急速なまん延により当地区においても多くの生命および健康、あわせて小規模事業者の事業継続に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 143 事業者
- ・ 小規模事業者数 138 事業者

【内訳】

(令和3年4月1日現在)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商	農業・林業・漁業	1	1	

建設業	35	34	地区内に広く分散
製造業	14	14	
運輸・郵便業	4	4	
卸売・小売業	32	31	江川崎・用井地区に集中
不動産・物品賃貸業	3	3	
専門・技術サービス業	3	3	
宿泊・飲食サービス業	23	23	江川崎・用井地区に集中
生活関連サービス業・娯楽業	14	14	
医療・福祉	2	1	
サービス業	12	10	
合 計	143	138	

(出典：四万十市西土佐商工会商工業者台帳)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・四万十市地域防災計画
[一般災害対策編]と[地震・津波災害対策編]の両計画をもって構成 (平成17年12月策定、平成30年1月改訂)
- ・四万十市水防計画の策定 (平成17年12月策定、平成30年4月改訂)
- ・防災訓練の実施 (年1回実施、直近では令和3年10月に実施)
- ・四万十市総合(洪水・土砂・津波)ハザードマップ作成 (平成30年3月作成)
- ・防災行政無線の導入 (平成27年運用開始)
- ・防災備品の備蓄 (食糧・水・生活必需品・医療品・発電機・消火器・救助対策器具など)
- ・防災倉庫の設置および育成強化 (自主防災組織を組織し、各地区集会所等へ食糧・水を備蓄)
- ・緊急用ヘリコプター離着陸場の整備 (藤ノ川、大宮、奥屋内)
- ・避難所の環境整備 (集会所兼防災コミュニティセンター4か所建設)
- ・ライフライン途絶対策設備の整備 (耐震性貯水槽8か所、水道本管の耐震化)
- ・四万十市国土強靱化地域計画の策定 (令和2年5月策定、令和3年3月改訂)

2) 当会の取組

- ・四万十市西土佐商工会BCP策定 (平成29年6月策定、令和元年12月改訂)
- ・事業者BCPの必要性に関する情報発信(商工会報、商工会窓口チラシ配置)
- ・BCPに関する知識習得(BCPに関する研修受講、専門家による助言指導)
- ・職員避難訓練(年1回実施、直近では令和3年10月に実施)
- ・全国商工会連合会ビジネス総合保険制度の取扱いによる事業者リスク低減化
- ・新型コロナウイルス感染症に係る商工会館・事務所内感染予防措置の実施 (令和2年6月)

II 課題

(1) 事業者の防災・減災対策意識の向上と事業者BCPの策定

地区内小規模事業者の防災・減災に対する意識は必ずしも高くなく、事業者BCPの策定など、事前対策の取組が進んでいる事業者は、規模が大きい一部事業者に留まっている。

小規模事業者は、厳しい経営環境のなかで直面する経営課題への対応を優先せざるを得ず、BCP策定には消極的である。

また、新型コロナウイルス感染症では、全国的な感染拡大による急速なリスク増加に即応できない状態が発生した。感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹

底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、感染者発生時の資金対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

（２）商工会の支援体制の強化

当会は、事業者BCP策定支援のための防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しているうえ、災害の影響を軽減するための保険や共済等の情報も十分に収集整理できていない。また、事業者支援のための人員が不足しており、事業継続力強化支援を推進するにあたり十分な体制が構築できていない。

（３）商工会自身の事業継続計画の見直し

当会は、令和元年12月に自らのBCP計画を改訂したものの、現状では緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また当会役職員への周知共有が徹底できていない。

（４）市と商工会との連携強化

災害時の連携に関して、市と商工会の間で協定などは締結しておらず、発災時の具体的な連携体制や復旧支援にかかる連携体制が構築されていない。

Ⅲ 目標

（１）事業者の防災・減災対策の促進

地区内の小規模事業者に対して、巡回訪問や普及啓発資料の配布等により、自然災害や感染症等のリスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知するとともに、その対策に前向きな事業者には具体的な取組に進むため事業継続力強化計画等作成にかかる支援を実施するとともに、計画作成後は、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

（目標件数）

・事業継続力強化支援巡回訪問件数	15件／年
・事業継続力強化計画等策定セミナーの情報提供	1回／年
・事業継続力強化計画等作成支援事業者数	2事業者／年
・事業継続強化計画等作成事業者数	1事業者／年

（２）商工会の支援体制強化

- ・事業継続力強化支援実施に必要な防災・減災対策に関する知識やノウハウ習得のため、BCPに関するセミナー等へ積極的に参加する。
- ・高知県商工会連合会経営支援課と連携した情報収集により経営支援員のスキルアップを図る。
- ・当会事務局会において支援ノウハウ等を職員間で共有し、商工会全体の資質向上を図ることでより支援体制を充実させる。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会事業継続計画の内容をさらに精査し、組織内の体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

（３）災害発生時の体制構築

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートおよびマニュアルを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当会の防災に関し処理すべき事務または業務の大綱について、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知と体制構築

- ・巡回訪問および窓口相談対応時に、ハザードマップや感染症ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害や感染症等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
特に浸水想定エリアなど自然災害のリスクが高いと想定される事業者や感染拡大を招きやすい従業員の多い事業者には優先的に巡回し、災害リスクの啓発を行う。
- ・商工会報やホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取組む事業者の紹介など、災害リスクと事業者BCPの必要性について地区内事業者向けに情報発信を行う。
- ・高知県商工会連合会の主催する計画策定セミナーのほか、中小企業基盤整備機構の実施するオンラインセミナーなど計画策定につながるセミナーの開催情報を当会の会報やホームページに掲載するとともに、巡回により参加を勧奨する。
- ・新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大にあるときは、感染拡大防止策や支援施策等について事業者への周知を行うとともに、感染防止と事業継続を両立させるための取組を提案する。
- ・事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・必要に応じて「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」（全国商工会連合会のビジネス総合保険制度の引受保険会社）の職員同行を依頼し、地区内小規模事業者が発災時に利用できる保険商品等の説明を行う。

2) 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の周知

- ・高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度、高知県南海地震・節電対策融資制度、高知県産業活性化融資（BCP分）制度、高知県災害復旧融資制度、高知県災害対策特別融資制度について、市の広報や当会の会報やホームページを通じて、またセミナー等機会あるごとに地区内小規模事業者への周知を図る。

3) 商工会自身の事業継続計画の見直し

- ・当会は、平成29年6月に事業継続計画を策定。自然災害や感染症発生時に確実な運用がなされるよう、令和4年2月28日までに事業継続計画の見直しを行い、見直し後は年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

4) 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定の取得

- ・当会は、高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所未認定である。当会役職員を対象に、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課による説明会を開催し制度理解に取り組む。認定に向けては、高知県事業継続計画（BCP）策定推進プロジェクトの支援を受け、令和6年度認定を目標に計画を策定する。

5) 関係団体等との連携

- ・高知県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。特に商工会ビジネス総合保険制度については、引受会社であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、計画策定事業者や必要性を認識する事業者へ詳細な保険内容を説明し、必要性への理解を深める。
- ・関係機関（市内の金融機関や各種事業組合等）に普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の配架を依頼する。

6) フォローアップ

- ・巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況および取組状況の確認を実施。計画未完成事業者には作成支援、計画策定事業者には計画実行支援および計画更新支援を実施する。また、計画等未策定の事業者に対して継続して啓発・周知を行う。
- ・当会担当職員と当市担当職員との連絡会議（構成員：当会、当市商工担当課・防災担当課）を年1回開催し、本計画の状況確認や改善点等について協議する。
- ・当会自身の事業継続計画について改訂すべき事項が生じた場合、その都度計画の見直しを実施する。見直しについては毎週1回開催する当会事務局会において協議した後、随時開催する当会正副会長会にて審議のうえ内容を決定する。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市担当課ならびに高知県商工会連合会との連絡ルートの確認等を行う（連絡ルートを利用した災害報告訓練は、当会担当職員と当市担当課職員との連絡会議で協議のうえ必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助を第一としたうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①自然災害発生時

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に電話、ショートメール等により職員の安否確認を行う。その際に、本人・家族の被災状況、自宅および周辺の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）、出勤の可否等を情報収集する。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気・通信・水道）、事務所内設備、周辺の道路や家屋の被害状況について確認する。

【確認内容】

確認対象	確認内容[手段]
四万十市役所 産業建設課	職員：安否・出勤可否[SNS・携帯電話]

四万十市 西土佐商工会	職員：安否（家族含む）・周辺状況・出勤可否〔SNS・携帯電話〕 正副会長：安否・周辺状況〔SNS・携帯電話〕
商工会館	建物：損壊状況（危険性）・ライフライン（電気・通信・水道）〔目視〕 事務所：パソコン・共有データ・通信機器〔目視・稼働確認〕
周辺状況	道路・家屋・ライフラインの損壊状況〔目視〕

- ・発災当日中に当会と当市で安否確認結果や商工会事務所および周辺道路・家屋の大まかな被害状況を共有する。連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話やSNSとする。

②感染症発生時

- ・国内において新型コロナウイルス感染症の感染者発生後には、当会職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・当会職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、所属職員にあらためて感染防止対策を徹底するとともに、事務所への他者の出入りを禁止する。濃厚接触の確認に関する聞取りが終わるまでは外出を行わず、電話対応やデスクワークなど事務所内でできる業務を継続する。

2) 応急対策の方針決定

①自然災害発生時

- ・当会事務局長、当市産業建設課長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身の安全確保が可能と判断した時点で出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合はリモートにより役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

【被害規模の目安】

大規模な被害	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、比較的軽微な被害（屋根や壁・窓の一部に被害、瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等）が発生している。 ・地区内2%程度の事業所で、甚大な被害（床上浸水、建物の全壊・半壊等）が発生している。 ・ライフラインや交通網の広範囲に被害が発生している。 ・被害が見込まれる地区において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内3%程度の事業所で、比較的軽微な被害（屋根や壁・窓の一部に被害、瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等）が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、甚大な被害（床上浸水、建物の全壊・半壊等）が発生している。 ・ライフラインや交通網の一部に被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有（午前、午後、夕方）
1週間から2週間	1日に2回共有（午前、午後）
2週間から1か月	1日に1回共有（午後）
1か月以降	1週間に1回共有

【連絡窓口】

連絡先	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
四万十市西土佐商工会	事務局長	経営指導員
四万十市役所産業建設課	課長	課長補佐・係長

②感染症発生時

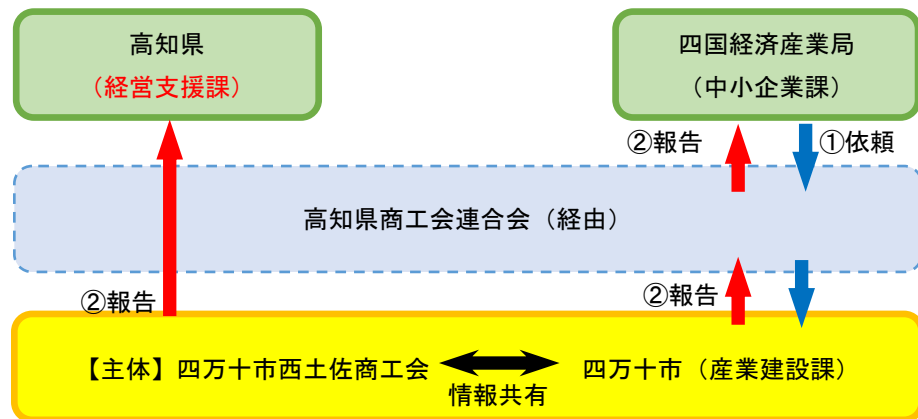
- ・ 当会職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、その他の職員は感染していないことが確定するまで基本的に巡回・窓口対応は行わず、接触機会を減らすメールや電話対応等の制限した業務を実施するとともに、交代・別室勤務やテレワークを導入する等体制維持に向けた対策を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

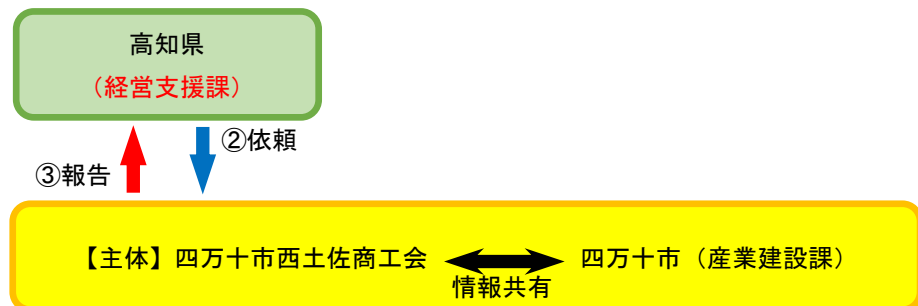
- ・ 自然災害発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地区での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、高知県の指定する方法にて、当会または当市から高知県経営支援課へ報告する。

【被害情報の報告の流れ】

[初動対応]



[被害実態の把握]



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

①自然災害発生時

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当市で相談する（国から要請を受けた場合、特別相談窓口を設置）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

②感染症発生時

- ・事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策について情報発信を行うとともに、具体的な手続きなどについて相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

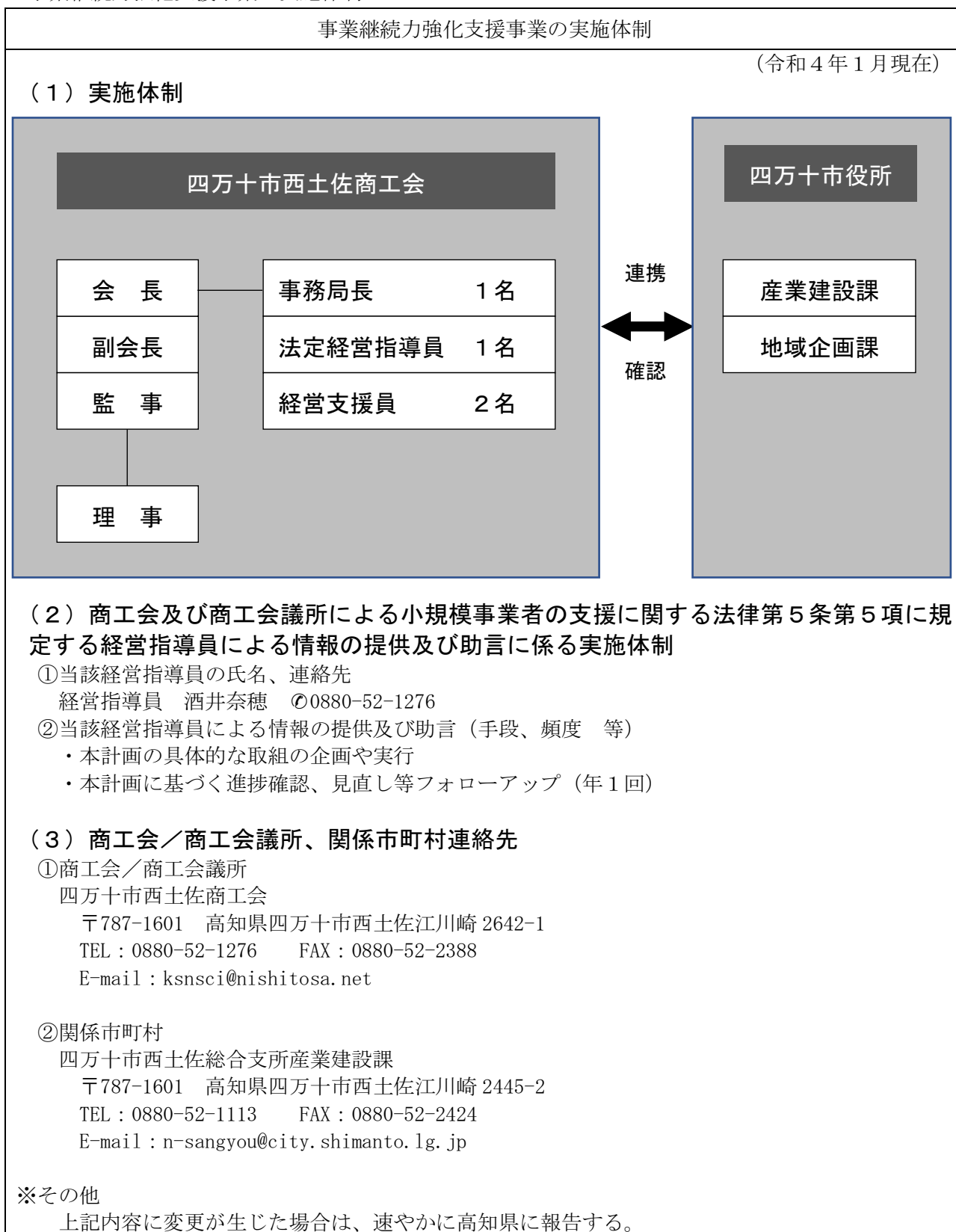
- ・高知県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・パンフ等作成費	20	20	20	20	20
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・連絡会議運営費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
高知県補助金、四万十市補助金、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等